



茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

---

# 屋外広告物の取組み

---

茨木市景観審議会

令和5年2月21日



## (目次)

1 より良い広告景観を目指して（質の誘導）

2 その他

## (目次)

1 より良い広告景観を目指して（質の誘導）

2 その他

# 広告物の質の誘導

- 本市が目指す広告景観の実現には、  
広告物の特性を踏まえた適正な規制に加えて、「**広告物の質の誘導**」も重要な要素

本市が目指す「茨木らしい広告景観」（基本理念）

**自然とまちに調和し 心づかひの感じられる 広告景観づくり**



前回説明

## 独自条例による規制

広告物の特性を踏まえた適正な規制  
(主に定量的)

今回説明

## 広告物の「質の誘導」

条例規制に馴染まない配慮事項  
(主に定性的)

# 誘導したい広告景観

- 「茨木らしい広告景観」（基本理念）を踏まえ、**自然とまちに調和**した広告景観を目指す。

本市が目指す「茨木らしい広告景観」（基本理念）

**自然とまちに調和し 心づかひの感じられる 広告景観づくり**

自然との  
調和

- ・北摂山系への眺望への配慮
- ・山間部景観との調和
- ・田園景観との調和

まちなみ  
との調和

- ・中心市街地のウォーカブルなまちなみとの調和
- ・地域別で特に配慮すべき事項  
※住宅地、商業地、工業地に加え、幹線道路沿道、山間部に対する配慮事項



広告物を見る人、地域住民、周辺環境への配慮

- ・見やすい、わかりやすい広告物
- ・地域に配慮した規模、色彩

誘導したい広告景観  
【市域全域共通】

# 誘導したい広告景観【市域全域共通】

項目	誘導の方針
1 規模・配置	自然景観（北摂山系等）やまちなみと調和した規模・配置とする。
2 形態・意匠	効果的でわかりやすい広告物とする。また、周辺環境や建物と調和した形態・意匠とする。
3 色彩	自然景観（北摂山系等）やまちなみと調和した色彩計画とし、色彩の特性や色彩が周囲に与える影響について考慮する。
4 照明	周辺環境や建物意匠と調和し、夜間景観を魅力的に演出する。
5 安全性・維持管理	法の目的の実現に向けた「公衆に対する危害の防止」を図る。

# 誘導したい広告景観【市域全域共通】

## 1 規模・配置

方針

自然景観（北摂山系等）やまちなみと調和した規模・配置とする。

### ■ 配慮事項

- 1 背景や周辺環境に配慮した規模とする
- 2 視距離やまちなみに適した大きさとなるよう工夫する
- 3 位置や情報を集約化し、同じ情報の反復を避ける
- 4 視認性に配慮し、配置・配列を工夫する（歩行者目線の掲出など）

point

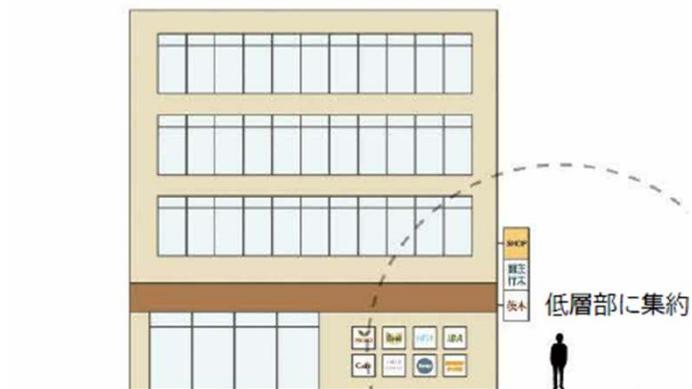
山並みや建物のスカイラインを阻害しない  
大きさ・高さとしましょう。



1 背景となる山なみやスカイラインに配慮した例

point

低層部に広告物を集約し、  
形や大きさを揃えましょう。



4 歩行者の視角に配慮し低層部に集約した例

## 2 形態・意匠

方針

効果的でわかりやすい広告物とする。また、周辺環境や建物と調和した形態・意匠とする。

### ■ 配慮事項

- 1 板面掲載の情報を最小限となるよう整理し、掲載する文字量を絞ることで、読みやすさや見やすさに配慮した意匠とする
- 2 建物の外観デザインと一体的な広告とする
- 3 写真を用いる際には、まちなみや歩行者に与える影響に配慮する
- 4 山間部や田園地域、歴史的な建物の残る地域では、材質に木材を用いるなど、地域特性と調和する素材や表現方法とする



2 建物の外観と一体的にデザインされた広告物の例  
(茨木市内の事例)



4 地域特性と調和した広告物の例（在郷町の町家との調和）  
(茨木市内の事例)

## 3 色彩

方針

自然景観（北摂山系等）やまちなみと調和した色彩計画とし、色彩の特性や色彩が周囲に与える影響について考慮する。

### ■ 配慮事項

- 1 大面積への高彩度色の使用を避け、使用する色数を抑える
- 2 外壁色と調和した配色となるよう配慮する
- 3 伝えたい情報が分かりやすい、視認性に配慮した配色とする
- 4 北摂山系や田園景観を背景とする際には、自然景観となじむ色彩を用いる

茨木医院

ハレーションを起こし、読みにくい。

茨木医院

色の間に明度差のつく色を入れると読みやすい。

茨木医院

同じ色相で明度差をつけると読みやすい。

3 視認性に配慮した配色の例

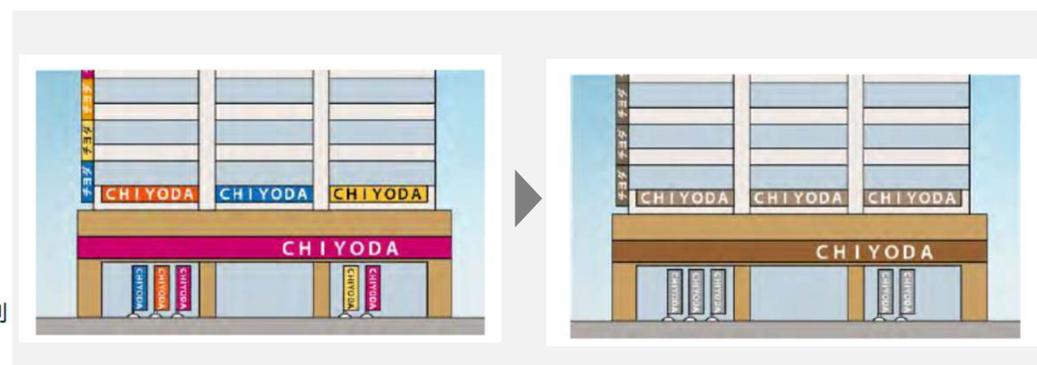


背景色と文字色のコントラストが大きく、使用色が多いためけばけばしい印象を与えている。

1 彩度と色数を抑えた例



けばけばしい印象を与える高彩度色の利用を最小限に抑え、色数を減らしている。



2 外壁色と調和した配色の例

(出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン)

## 4 照明

方針

周辺環境や建物意匠と調和し、夜間景観を魅力的に演出する。

### ■ 配慮事項

- 1 建物やまちなみと調和した色温度、輝度、光量とする
- 2 建物やまちなみと調和した照明方法とする（照明方法の解説）
- 3 点滅や輝度変化速度は緩やかにする

#### Point 場所や演出方法に応じた照明方法

	ネオン	外照式	内照式 (盤面)	内照式 (箱文字)	間接照明式 (バックライト)
照明方法	ガラス管の中にガスを充てんし、電気を通すことで発光する	外付けのスポットライト等により表示面をライトアップする	盤面内部に照明装置を内蔵し、自ら発光する	箱文字内部に照明装置を内蔵し、自ら発光する	箱文字の裏面や側面の照明装置により壁面をライトアップして輪郭を浮かび上がらせる
事例					
考え方	建物低層部での使用を基本とし、住環境への配慮が求められる地域では使用しないこと。	表示面全体を照らすため、大面積での使用は景観に与える影響が大きい。光源が露出しないように配慮すること。	表示面全体が発光するため、規模や色彩により景観に与える影響が大きくなる。高層部、大面積での使用はできる限り避ける。	小さい光源で自由な色彩表現が可能。企業名やロゴサイン等を表現する場合に用いる。	光源が小さく、周囲に与える影響が少ない。上品な印象を与えることが可能。

2 照明方法の解説の例



2 まちなみと調和した照明の例  
(出典：長岡市における広告景観ガイドライン)

## 5 安全性・維持管理

方針

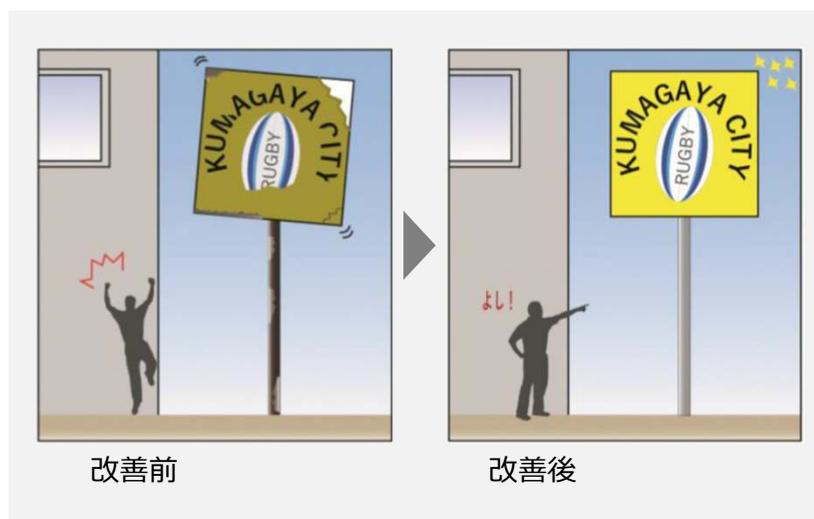
法の目的の実現に向けた「公衆に対する危害の防止」を図る。

### ■ 配慮事項

- 1 経年劣化による事故を防ぐために定期的に点検を行う（危害の防止、点検の義務）
- 2 サビ・退色・はがれ等が発生したら適切に対応する（管理責任）
- 3 通行の妨げになる場所には設置しない（危害の防止、交通上の安全性）
- 4 交通標識と混同しないデザインとし、交通信号・標識の視認性を阻害しない設置とする（交通上の安全性）



ガイドラインによる解説のイメージ  
(安全管理ガイドブックの紹介)



2 ガイドラインによる解説のイメージ（適切な維持管理）  
(出典：熊谷市屋外広告物ガイドライン)



3 ガイドラインによる解説のイメージ（交通上の安全性）  
(出典：熊本市屋外広告物ガイドライン)

誘導したい広告景観  
【広告物種類別】



# 誘導したい広告景観【広告物種類別】

## 1 屋上広告物

**方針** 原則設置を控える。

### ■ 配慮事項

北摂山系への眺望や周囲への影響に配慮し、原則、屋上広告物の設置は控える

やむを得ず設置する場合は

- 1 周辺建物が形成するスカイラインと調和した規模・形態とする
- 2 建物デザインと一体感を持たせる
- 3 板面の地色は、まちなみや建物と調和した色彩とする。  
また、北摂山系や田園景観を背景とする場合は、自然景観となじむ色彩を用いる

**point** 屋外広告物の設置は原則控える。やむを得ない場合も、他の広告物での代替を検討しましょう。



## 2 壁面広告物

**方針** 建物やまちなみと調和した規模・配置・色彩とし、建物と合わせてデザインする。

### ■ 配慮事項

- 1 建物デザインと一体感を持たせる
- 2 低層部での設置を基本とし、高層部に設置する場合は箱文字・切文字などの表示にする
- 3 複数設置する場合は、設置位置や大きさ等を揃える等規則性を持たせる
- 4 派手な色彩は避け、板面地色を壁面と同系色にする等建物となじませる



集約化の例（出典：吹田市屋外広告物ガイドライン）

## 3 突出広告物

### 方針

建物やまちなみと調和した規模・配置・色彩とし、特に突出広告物が密集しがちな中心市街地では、歩行者からの視角やまちなみの連続性に配慮する。

### ■ 配慮事項

- 1 中心市街地など、歩行者の多い地域では、歩行者の視角に配慮し、低層部（1～3階程度）の設置を基本とする
- 2 中心市街地など、歩行者の多い地域では、隣接建物と突出幅や色彩、大きさを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮したデザインとする
- 3 複数内容を表示する場合は、整理、集合化し1建物で1つの設置を基本とする
- 4 複数設置する場合は、面積や位置をそろえるなど規則性を持たせるようにする
- 5 板面の地色は、白色や建物と同系の低彩度色とする



低層部へ集約化の例  
(出典：熊谷市屋外広告物ガイドライン)

## 4 地上広告物

### 方針

北摂山系への眺望に配慮して高さや規模を抑え、自然景観（北摂山系等）やまちなみと調和した規模・配置・色彩とする。

### ■ 配慮事項

- 1 周辺環境に配慮した規模や配置とし、特に北摂山系への眺望や通りの見通しに配慮し、高さや面積を抑える
- 2 北摂山系や田園景観を背景とする際には、自然景観となじむ色彩を用いる
- 3 支柱の色を低彩度に抑える、支柱の周辺には植栽を施すなど、板面以外の構造部も街並みと調和するよう工夫する
- 4 複数の広告板を設置する場合は集約化し、高さ・規模を揃えて統一感をだす



高さを抑えた掲出の例  
(出典：まちとつながるサイン 事例編)  
屋外広告物適正化推進委員会

## 5 窓面利用広告物

### 方針

建物やまちなみと調和した規模・配置・色彩とし、屋内から屋外に向けて掲出する広告物についても、景観に配慮した掲出を心掛ける。

### ■ 配慮事項

- 1 屋外広告物同様景観への影響を及ぼすので、建物のデザインを損なわないように配慮する
- 2 複数設置する場合は、位置、大きさ、表現方法を揃え、必要最小限とする
- 3 建物外観と調和するようにデザインし、窓面に貼りこむ場合は、窓面全体を塞がないようにする
- 4 非常用出入口をふさぐような掲出はしない（他法令の順守）
- 5 建築基準法上の採光等の基準を踏まえて設置する（他法令の順守）



切り文字を用い効果的に表示している例  
(出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン)

## 6 簡易広告物（広告旗、立看板、はり紙・はり札）

### 方針

まちなみに調和したデザインとし、交通安全上支障のある設置を行わない。

### ■ 配慮事項

【共通】 必要な期間や時間帯のみ表示し、広告物が不要になったら速やかに撤去する

#### 【6-1 広告旗】

- 1 複数設置する場合は、大きさや色彩、イメージを統一し、連続性に配慮する
- 2 繰り返しの表現や過度な連続配置を避ける
- 3 通りの見通しや通行を妨げない位置、大きさに配慮し、旗部分も敷地内に収まるように計画する

#### 【6-2 立看板】

- 1 沿道や建物と調和するデザインとする
- 2 通行の邪魔にならない大きさや配置とし、人の流れに対して見えやすいように設置する

#### 【6-3 はり紙・はり札】

- 1 安易な設置は控える
- 2 建物等に直接貼りつけず、フレームや掲示板等を使用するなど集約して設置する

## 7 車体利用広告物

方針

車両が通過する地域の特性やまちなみに馴染む  
掲出となるよう配慮する。

### ■ 配慮事項

- 1 デザイン性のあるものとし、文字を手段とする告知等の内容は伝えたい情報を整理し、必要最小限に留める。また、文字の大きさは読みやすさと全体のバランスに配慮する
- 2 地色又は広範囲に使用する色彩は、派手な原色又は金銀色を使用しない
- 3 車体の形状や色調と調和した意匠とする
- 4 走行する地域の特性やまちなみに配慮したデザインとする



沿線の景観に配慮されたラッピング  
(出典：吹田市屋外広告物ガイドライン)

## 8 デジタルサイネージ

方針

表示内容が変化する特性、発光する特性を踏まえ、地域に過度な影響を与えないように配慮する。  
また、交通安全に支障の無い設置を行う。

### ■ 配慮事項

- 1 低層部での設置を基本とし、見通しのいい場所や高層部への設置は控える
- 2 周辺環境に配慮し、原則として音は出さないようにする
- 3 極度に強い光を放つものや激しい点滅を伴うものは避け、昼夜間の見え方に配慮し輝度を調整する
- 4 住環境への配慮が求められる地域には設置しない



歩行者からの見え方に配慮されたデジタルサイネージ  
(出典：吹田市屋外広告物ガイドライン)



誘導したい広告景観  
【地域別】

# 誘導したい広告景観【地域別】

## 地域別

### 1 住宅地



- ① 閑静な住宅地
- ② マンションと商業施設が混在する住宅地

### 2 商業地



- ① 駅前広場
- ② 駅から延びるメインストリート

### 3 工業地



大規模な倉庫や工場が並ぶ工業地

### 4 幹線道路沿道



店舗が集積したロードサイド

### 5 山間部



自然豊かな山間部の道路沿道



## 1 住宅地

方針

落ち着いた住環境保全のため、広告物の掲出は最小限とする。

### ① 閑静な住宅地（低層住居専用地域）

#### ■ 配慮事項

- 1 広告物の掲出は必要最小限とする。掲出する場合は、建物と一体的な形態・意匠となるよう工夫する。
- 2 住環境になじむ落ち着いた色彩を使用する。
- 3 歴史的な建物が残る地域では、自然素材を積極的に使用する。
- 4 照明等を用いる場合は必要最小限とし、深夜帯は消灯するなど住環境に配慮する。



### ② マンション等と商業施設等が混在する住宅地（中高層住居専用地域）

#### ■ 配慮事項

- 1 表示内容を必要最小限とし、建物と一体的な形態・意匠となるように工夫する。
- 2 住環境やまちなみに配慮した落ち着いた色彩を使用する。
- 3 住宅地に近接する商業施設は、住環境に配慮し、規模を小さく、低層部に集約・配置するなどの調和を図る。
- 4 隣接する商業施設間では、掲出位置や大きさの統一感、連続性を創出する。





## 2 商業地

方針

にぎわいと品格を感じさせる人中心のまちなみを演出する。

### ① 駅前広場

#### ■ 配慮事項

- 1 乱雑な印象を与えないよう、テナント等の複数の広告物を掲出する場合は、掲出位置や形状、デザイン等を統一し、集合化する。
- 2 乱雑な印象を与えないよう、窓面への掲出は極力控える。
- 3 建物の高層部に設置する広告物は、周辺景観に与える影響に配慮して、表示面積を抑える、高彩度色を使用しない、箱文字を用いる等、シンプルなデザインとなるよう配慮する。



### ② 駅から延びるメインストリート

#### ■ 配慮事項

- 1 歩行者の目線に配慮し、テナント等の複数の広告物を掲出する場合は、掲出位置や形状、デザイン等を統一し、低層部に集合化する。
- 2 歩行者の目線に配慮し、建物高層部への掲出は極力控え、低層部に掲出する。
- 3 乱雑な印象を与えないよう、窓面への掲出は極力控える。
- 4 やむを得ず建物の高層部に設置する広告物は、周辺景観に与える影響に配慮して、表示面積を抑える、高彩度色を使用しない、箱文字を用いる等、シンプルなデザインとなるよう配慮する。



# 誘導したい広告景観【地域別】

## 3 工業地

方針

周囲に与える影響が最小限となるよう工夫する。

### 大規模な倉庫や工場が並ぶ工業地

#### ■ 配慮事項

- 1 設置する広告物は、必要最小限の数量、規模とする。
- 2 高彩度色の使用を控え、箱文字を用いる等、まちなみに馴染んだ広告物になるよう配慮する。



## 4 幹線道路沿道

方針

秩序あるまちの骨格を目指して、まちなみとの調和を図る。

### 店舗が集積したロードサイド

#### ■ 配慮事項

- 1 道路からの見通しに配慮し、圧迫感のないような規模・色彩とする。
- 2 複数設置の場合は、集合化を図る。



## 5 山間部

方針

原則、設置を控える。

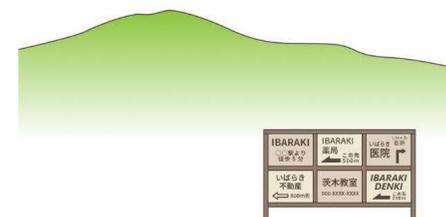
### 自然豊かな山間部の道路沿道

#### ■ 配慮事項

周囲の自然環境への影響に配慮し、原則、広告物の設置は控える。

やむを得ず設置する場合は

- 1 自然景観と調和する規模、色彩、素材となるよう配慮する。
- 2 景観を阻害する看板が点在することがないよう、案内看板の集約化を図る。



# 実現のための取組み

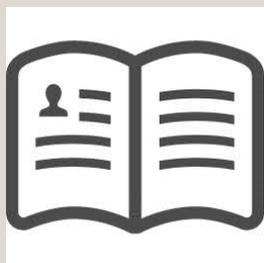
- 3つの取組みにて誘導内容の実現を目指す。

①ガイドライン作成による推奨内容・事例の提示、②事前協議制度の創出、③助成制度の創出

## 広告物の「質の誘導」

[実現のための取組み]

①ガイドライン作成による  
推奨内容・事例の提示



②景観形成地区内の  
事前協議制度の創出



③助成制度の創出

検討中



# 取組み① ガイドライン作成による推奨内容・事例の提示



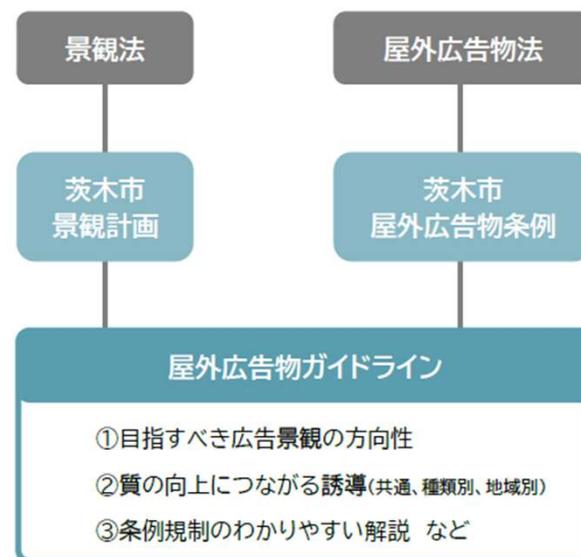
本市が目指す「茨木らしい広告景観」（基本理念）や具体的な配慮事項、条例の規制内容など、**屋外広告物に関して目指すべき方向性、規制・誘導内容等を記した冊子。**

⇒ 広告主や広告物事業者のほか、市民・事業者にも本市が目指す景観の理解促進を図る。

## [Point]

- 良い事例を盛り込み、良好で質の高い屋外広告物を誘導する。
- 条例の規制内容をわかりやすく解説する。
- 様々な切り口から望ましい形を確認できるようにし、質の向上を誘導する。
  - ① 共通、種類別、地域別配慮事項の記載
  - ② 条例規制の頁にも、見開きで誘導内容を確認可

ガイドラインの位置づけ

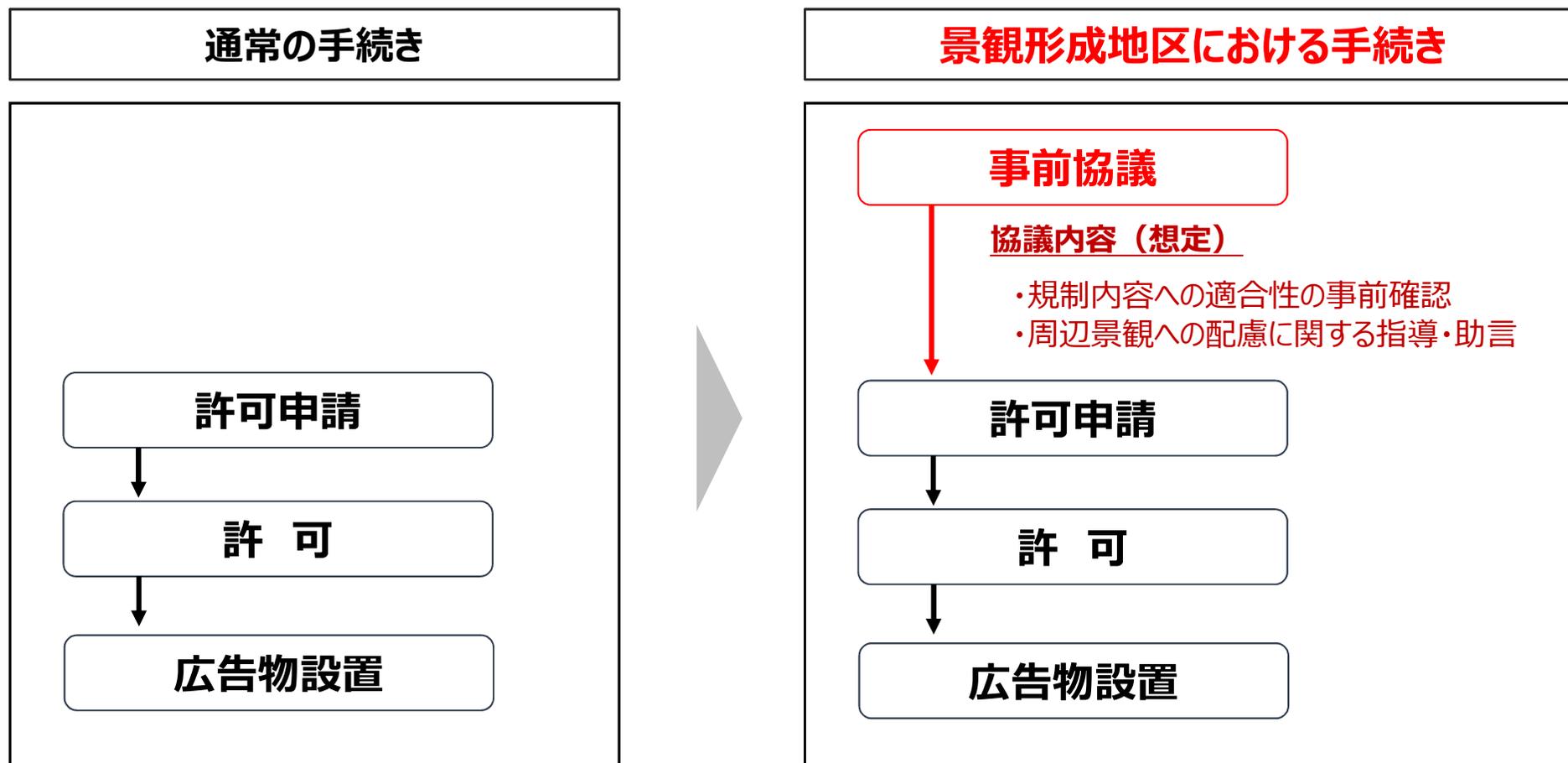


⇒ ガイドラインの構成案は別紙2-2「屋外広告物ガイドライン素案（抜粋）」にて

## 取組み② 景観形成地区内の事前協議制度の創出



- 景観計画上の重点地区である「**景観形成地区**」において、許可申請に先立ち、許可要件の確認及び周辺景観への配慮に関する指導・助言について協議する「**事前協議制度**」を導入する。



※事前協議は、新規/変更許可の場合のみ  
(継続の場合は不要)

# 取組み③ 助成制度の創出



■ 具体的な助成制度の内容については、継続して検討を行う。

**検討中**

＜現時点での助成制度のイメージ＞

自然

山なみ眺望を阻害している**屋上広告物**の撤去を誘導



まち

優先はこちら

ウォーカブルなまちなみ形成につながる**広告景観**を誘導

※東西軸の取組内容を踏まえて詳細を検討

良好な広告景観のイメージ



兵庫県神戸市



兵庫県西宮市

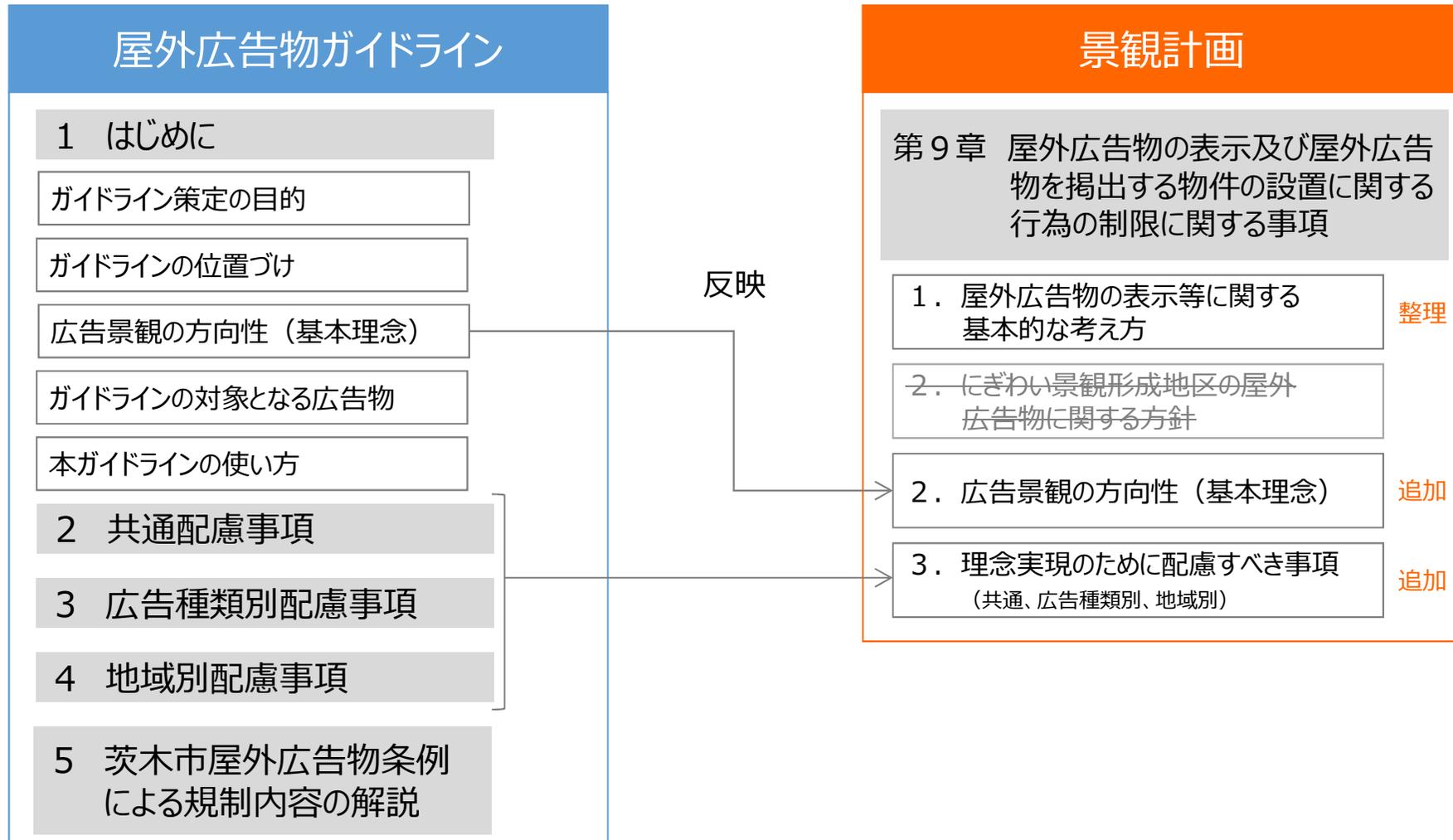
## (目次)

1 より良い広告景観を目指して（質の誘導）

2 その他

# 景観計画への反映方針

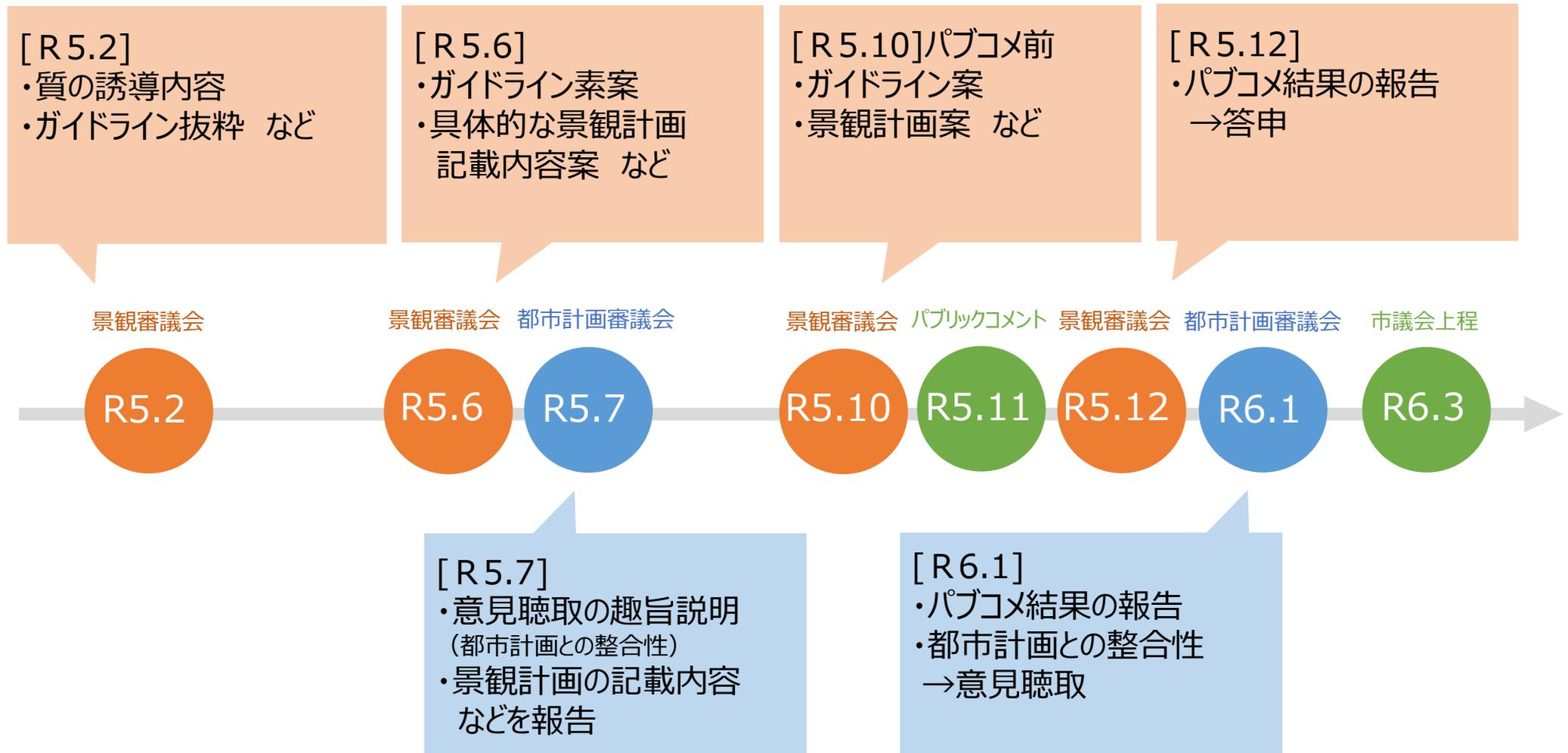
- 本市が目指す広告景観の方向性（基本理念）及びガイドラインに記載する配慮事項を「第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に反映



# 今後の予定

- 景観計画への反映、屋外広告物ガイドラインの策定に向けた取組みは、以下の流れを想定

※ガイドラインにより「広告景観の考え方」や「規制・誘導内容」を確認して頂く予定



条例・規則については、ガイドライン記載の規制内容等を踏まえ案を作成予定。公布から施行まで半年以上の周知期間を設ける予定で検討